

令和4年度 上越市立大島中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この上越市立大島中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことの意味を理解を促していくことが必要である。

そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。学校評価の項目に位置付け取組の改善を図る。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価アンケート等を活用して学校の実態を把握し、基本方針が機能しているかどうか点検・見直しを定期的に行なう。（PDCAサイクルによる）
- ④ いじめ防止研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する指導力を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・該当学年主任（担任）・副主任・生徒指導主事・養護教諭・スクールカウンセラー・（駐在）・（主任児童委員）

③ 役割・内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行なう役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、維持等の情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

① 保護者への意識啓発（法における保護者の責務等第9条）

- ・PTA総会等において、いじめの防止等に関する学校基本方針と具体的な取組や保護者責務について伝え、意識啓発を行なう。
- ・情報モラル等についての情報提供を行い、子どもの指導について協力を得る。

② 情報発信及び基本方針の周知

- ・ホームページの活用
- ・学校便り等の活用

③ 地域の活動によるいじめの未然防止

- ・学校と地域が連携し、ボランティア活動等を通して地域の大人と接する場を増やす。

(5) 関係機関等との連携

① 警察、駐在、児童相談所、上越市教育委員会、主任児童委員、民生委員等との連携

② 大島小学校、大島保育園との連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

① 道徳教育の充実（教育計画＜道徳の年間計画＞）

- ・思いやりの心を育む教育を、すべての教育活動を通して行う。

② 人権教育，同和教育の充実（教育計画＜人権教育，同和教育全体計画＞）

- ・校内研修や現地学習会を実施する。
- ・人権強調週間を設けて、指導を徹底する。

③ 社会性の育成

- ・異学年交流や大人との交流を通じて、お互いに認め合う集団づくりを目指す。
- ・様々な活動等で誉めることを徹底し、自己有用感を育む。
- ・豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団作りを進める。
- ・規範意識を身に付け、自浄力を持つ生徒集団の育成を行う。

④ 生徒の手によるいじめ防止

- ・生徒会が中心となって全校生徒の交流活動を企画・実施する中で、校内の絆づくりを図る。その際、互いの立場を尊重し誰にとっても心地よい活動かどうかを生徒が考え、議論できるように支援する。
- ・大島小学校児童や大島保育園園児との交流が図れるように生徒が体育祭種目等を検討し実施することにより、大島区の子供たちの絆づくりを図る。
- ・新入生説明会での学校紹介や新入生歓迎会企画を生徒が主体的に取り組むことにより、新入生の中学校への適応を促進する。

⑤ 中1ギャップ解消の取組

- ・保育園・小学校へ生徒・教職員が積極的に訪問し。活動したり交流したりする。
- ・小中連携会議を月1回程度行い、研修や情報交換を行う。

・体育祭等での保育園・小学校との交流や小中合同マラソン大会を行う。

⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換

- ・職員朝会・会議、研修の場を活用する。
- ・担任一人では見守りきれない時間帯を、全職員で見守る体制づくりを確立する。

(2) いじめの早期発見のための取組

① いじめ相談・通報窓口の設置

- ・スクールカウンセラー（や養護教諭）、保育園・小学校との連携により、生徒の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。
- ・校外の相談施設の機能や利用の仕方を周知する。
- ・いじめを受けた生徒及び情報を提供した生徒を徹底的にまもること、秘密を守ることを周知する。

② 定期的なアンケート

- ・定期的に「学校生活アンケート」を実施し、教育相談と合わせて実施する。
- ・学校評価アンケートにも、いじめに関する項目を設定する。

③ 教育相談の充実

- ・教育相談週間を設定する（年3回）

④ 日常の子どもの観察

- ・生活ノート指導などの日常の教育活動を通じ、生徒が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努める。

⑤ ネットやSNS等の早期発見

Netパトロール東からの情報収集に努め、早期発見・防止する体制づくりに努める。

(3) いじめへの即時対応の取組

① 市教育委員会への報告

- ・指導方針の共通理解のもと、生徒、保護者に対応し、事案に応じて市教育委員会と連携する。

② 組織を活用した状況調査

- ・いじめを認知したら、いじめを受けた生徒に寄り添える体制を速やかに整え、複数の教職員でいじめの事実関係を正確に聞き取る。
- ・関係教職員で情報共有をして、全体像を把握し、必要に応じて関係機関の協力を得ながら指導体制・方針・役割分担を明確にする。
- ・教職員の意識を高く保持するとともに情報提供しやすい環境をつくる。

③ いじめられている子ども・保護者への対応

- ・いじめへの疑いを発見、または通報を受けた場合、特別な事情がない限り、当日中に、担任と教頭が家庭訪問等によりいじめを受けたとされる生徒の保護者にいじめの態様、支援体制や対応方針を説明し、見守りや支援等を依頼する。不安を取り除き、共感的に受け止める。

④ いじめをしている子ども・保護者への指導

- ・いじめを行ったとされる生徒についても、いじめを認知した時点でいじめを受けたとされる生徒と同様の対応を行う。非人道的行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

⑤ いじめられている子どもの保護者への対応

- ・適時、適切な方法で経過報告をする。

- ⑥ いじめをしている子どもの保護者への対応
 - ・適時、適切な方法で経過報告をする。
- ⑦ その他の生徒に対する対応
 - ・当該生徒へのプライバシーに十分注意したうえで、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。
- ⑧ 生徒の関係修復
 - ・保護者等と協力し、謝罪・和解の場やその方法についての最善策を講じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の関係修復を図る。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ア 生命等被害：生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（いじめ法第28条大1項第1号）
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合等を想定
- イ 「不登校」：いじめにより，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）。
- ウ 解消している状態とは、3カ月以上心理的又は物理的な影響が休んでいる状態であること、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされていること。

(2) 重大事態発生した疑いがある事態（「直接型」「間接型」）

上越市いじめ防止基本方針に基づき初期調査を実施し、その結果を上越市教育委員会に報告する。その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

(3) 学校が調査主体となった場合の対応

- ア 組織による調査体制を整える。
- イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
- オ 上越市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- カ 学校のマスコミ対応窓口を一本化する。（教頭）

(4) 学校の設置者が調査主体となった場合の対応

- ・設置者の調査組織に必要な資料提出など，調査に協力する。

(5) その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

平成31年 3月28日見直し
令和元年 7月24日見直し
令和 3年11月15日見直し

【いじめ発見時の対応】（フローチャート）

